

令和3年10月18日

泉南清掃事務組合

管理者 泉南市長 竹中勇人 様
副管理者 阪南市長 水野謙二 様

泉南市男里7丁目29-20
男里浜区 区 長 小寺俊治



温水プールの解体に対する見返り策について

1. 温水プールが建設された経緯（背景）

貴事務組合より開示された「次期ごみ処理施設基礎調査 報告書」には、泉南清掃工場の敷地内で運営されている温水プール（以下「温水プール」といいます。）を、「次期ごみ処理施設（焼却施設）建設前までに解体」する旨が、そして「解体予定 ～ R8」とする旨が、それぞれ記載されております（28頁の表5-1-1）。

ところでこの温水プールは、貴事務組合から現泉南清掃工場の増強計画が提示された際に、当区が要望した受け入れ条件（付帯条件）を貴事務組合が受諾され建設されたものであることは、貴事務組合も十分に理解・認識されているところであります。

そしてこのことは、現に貴事務組合が令和元年6月28日付確認書（泉清総第53号）において、温水プールが「・・・当組合・管理者稲留照雄と男里浜区自治会との合意に基づき、排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る男里浜区の区民らの健康を維持・増進させることを目的として（同意の付帯条件の一つとして）建設されたものであること。」を確認されていることから明らかな事実であります。

-----添付資料①

（注）温水プールが建設されるに至った経緯の詳細については、関係資料の写しを添えて末尾にまとめておりますので、ご参照ください。

2. 解体の見返り策（代替策）の提示の欠如

温水プールがこのような経緯（背景）のもとに建設されたものであり、貴事務組合もそれを熟知されているうえ、温水プール建設の理由（原因）となった清掃工場自体は、建て替えにより当地で今後も操業が継続されるにも

拘わらず、貴事務組合は自らの都合により温水プールを解体することを当区へ示されましたが、解体に伴う見返り策（代替策）については、一切表明されておりません。

いったん相手方に約束したこと（相手方と合意したこと）を自らの都合で解消したいという場合には、同時にその見返り策（代替策）を抱き合わせで相手方に提示し、その承認を得なければならないというのは、約束ごとの取扱に関する普遍の道理（筋）であります。

私は病氣療養中であり、本件に関する貴事務組合との面談に同席していません。そのため、詳細ないきさつを直接には把握しておりませんが、その面談に出席した当区役員からの報告によりますと、貴事務組合は温水プール解体に対する見返り策を、当区の方から要望するよう求められたとのことであります。

貴事務組合のこの姿勢は、約束ごとの取扱に関する上記の道理（筋）とは真逆の対応であり、正に筋違いの要求であると言わざるを得ません。

3. 貴事務組合からの見返り策（代替策）提示の要求

つきましては、上記1. および2. に記した経緯と理由に基づき、当区は貴事務組合に対し、貴事務組合が温水プールを解体されることに対する見返り策（代替策）の具体案を、速やかに当区へ提示されますよう、ここに改めて要求致します。

なお当区は、当区の貴事務組合に対する令和3年5月20日付書面の第3項末尾においても、既に同旨の要求をしておりますし（――添付資料②）、また貴事務組合も、令和2年8月7日付書面（泉清事第24号）第2項②の末尾において、「・・・新施設の建設工事に係る計画として温水プールに関する検討も行い、貴区との共存共栄策については今後も十分協議させていただきます。」と回答されております。――添付資料③

従いまして、今回の当区の要求は、双方のかねてからの意思に合致したものであり、何ら突飛なものではないことを、念のため申し添えておきます。

＝ 温水プールが建設されるに至った経緯 ＝

貴事務組合が示されたごみ処理施設の増強計画に対し、当区はそれを苦渋の決断として受け入れるための条件として、温水プールの建設等を要求したところ、

- (1) 昭和56年10月14日付書面（泉清発173号）で、当時の管理者であった稲留照雄（敬称略）が、「・・・周辺整備に関する問題として自治会館の建替、運動場の整備、温水プールの建設の3点をセットとして・・・」検討する旨を回答されました。 ———添付資料④

- (2) 現清掃工場が昭和62年2月に供用開始された際に、管理者であった平島仁三郎（敬称略）が「・・・昭和62年度の当初予算に温水プール関係調査費を計上し、昭和63年度において建設に向けての予算を計上する予定である。」旨を、昭和62年2月23日付書面（泉清発第22号）で回答されました。 ———添付資料⑤

- (3) このような経緯を経て、平成元年7月に温水プールは完成し、供用が開始されるに至りました。

泉清総第 53 号
令和元年6月28日

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治 殿

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人



確 認 書

泉南清掃事務組合（以下「当組合」という。）は、泉南市立一丘小学校ほか6校の児童の水泳授業ならびに泉南市立くすのき幼稚園および同あおぞら幼稚園の園児の保育活動を目的として、泉南清掃事務組合温水プール（以下「当温水プール」という。）を団体利用するにあたり、下記の事項を確認します。

記

1. 当温水プールが建設されるに至った経緯と建設目的(建設の趣旨)

当温水プールは、当組合が、泉南清掃工場のゴミ処分能力の増強計画を策定し、地元住民団体であった男里浜区自治会(現男里浜区)にその同意を求めたことに対し、男里浜区自治会が法廷闘争をも含む激しい反対運動を展開した結果、最終的には当組合・管理者稲留照雄と男里浜区自治会との合意に基づき、排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る男里浜区の区民らの健康を維持・増進させることを目的とする施設として(同意の付帯条件の一つとして)建設されたものであること。

2. 男里浜区民に対する制約の回避

当温水プールの上記建設目的に鑑み、市民とりわけ男里浜区民の当温水プールの利用に制約を与え、またはその妨げになるような事態を生じさせないこと。

3. 男里浜区民に対する配慮

男里浜区の当温水プールの利用者の多くが高齢であることに配慮し、プール手前側のスロープ状の入退水路を常時利用できるようにすること。

4. 男里浜区への事前説明

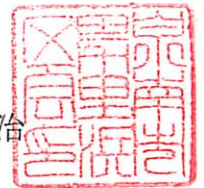
小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用を開始するにあたり、上記のとおり当温水プールと密接な関係にある男里浜区に対し、事前説明を行なわなかったことを反省し、今回のように当温水プールの利用形態を大きく変更しようとする場合は、男里浜区へ事前説明を行うこと。

以 上

令和元年6月⁸日

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人殿

泉南市男里浜区
区 長 小寺 俊治



小学生及び幼稚園児らによる当温水プールの団体利用については、この確認書に記載された事項が誠実に履行されることを条件として了承します。

報告書によりますと、泉南市清掃庁舎・阪南市清掃庁舎・粗大ごみ選別ストックヤード等が現存するエリア(配置検討②)における施設の設置は困難であることから、温水プール・駐車場が現存するエリア(配置検討①)において配置検討をすすめることとしたとされております(22頁)。

窓口担当としましても、既存敷地内での建替えを前提として配置計画を検討する限りは、この計画が妥当である(これ以外にない)と感じているところであります。

3. 温水プールの取扱い

上記「配置検討①」によって配置検討をすすめる場合、そのエリア内に現存する温水プールは、かなり早い段階で解体・撤去を余儀なくされることが避けられなくなります。

事業スケジュール(案)によりますと、ごみ処理施設建設工事は令和8年度から始まる予定とされているため(36頁の項目11)、それまでに温水プールを解体することが必要となり、表5-1-1においても、温水プールは「次期ごみ処理施設(焼却施設)建設前までに解体(～R8)」と明記されています。

しかしながら同表では、温水プールの建設予定時期については「未定」とされており。これは、報告書を作成した(株)エイト日本技術開発に対し、貴組合が温水プールの取扱いについて何らの指示も与えられなかった(あるいは、検討不要と指示された)ために生じたものであろうと推察されますが、貴組合におかれましては、この点に関し如何なる方針をお持ちであるのか、明確な回答をお示しいただきますよう、お願い申し上げます。

4. ごみ処理施設がもたらす周辺の損害(公害)への配慮について

次期ごみ処理施設は、稼働開始時点において実現し得る最高レベルの能力を備えたものとすべく、万全の努力がなされようとしていることは、第2章第4節・第5節の記載(9～16頁)からも読み取ることができます。

しかしながら、それでもなお公害を根絶させることは不可能であり、報告書9頁の冒頭においても「・・周辺への影響が懸念される・・」旨が記載されており。

特に、貴組合のゴミ処理施設は、周辺の最も短い住宅から約250mという至近距離に建てられているという特異性を有しているため、この点に対する配慮が一段と高く求められるところでもあります。

5. 近隣対策についての前回の合意内容と折衝経緯

現存のごみ処理施設の建設計画を、当区が昭和56年10月に苦渋の決断として容認したことに対し、貴組合が採られた近隣対策の内容とその折衝経緯は、おおむね次のとおりであります。

(1) 貴組合が示されたごみ処理施設の建設計画に対し、当区はそれを受け

入れるための条件として温水プールの建設等を要求し、当時の管理者であった稲留照雄(敬称略)が「・・・周辺整備に関する問題として温水プールの建設等の3点セット・・・」を書面で回答されました。

(2) 上記施設が昭和61年4月に供用開始された際に、管理者であった平島仁三郎(敬称略)が「・・・昭和62年度の当初予算に温水プール関係調査費を計上する・・・」旨を書面で回答されました。

(3) このような経緯を経て、平成元年7月に温水プールは完成し、供用が開始されるに至りました。

6. 周辺対策に関する改めての要望

貴組合におかれましては、現存のごみ処理施設の建設に対して貴組合が採られた周辺対策に関する上記の経緯と内容を十分にご理解・配慮されたうえ、次期ごみ処理施設の建替えに伴う周辺対策に関しましても、真摯にご検討いただき、当区民が納得できる内容をご提示いただきますよう、改めてお願い申し上げます。



泉清事第24号

令和2年8月7日

大阪府泉南市男里7丁目29番20号
男里浜区 区長 小寺俊治様

泉南清掃事務組合
管理者 竹中勇人



清掃工場の建替えに関する要望書について（回答）

貴区に置かれましては、平素から本組合の運営に多大のご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和2年5月22日付にてご要望いただきました清掃工場の建替えに関する件につきまして次とおり回答いたします。

1. 「次期ごみ処理施設基礎調査業務」について

当該調査業務は、仕様書でお示ししていますように、現在の用地において、次期清掃工場を建設するにあたって、既存の清掃工場を安全かつ安定的に運営しながら周囲の生活環境を担保し、最小経費で最大の効果を発揮し効率的に建て替えを実現させるための手法等を検討・調査することを目的としております。

廃棄物処理施設の建設にあたっては、一般的に準備段階も含め概ね10年を要するものとされており、今後施設の整備については、学識経験者を含む委員会を立ち上げ、泉南・阪南両市の一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、施設基本計画等の作成を行い、環境影響評価を実施の上、施設の整備を進めていくことになります。

従いまして今回の調査では、個々具体的な専門事項に踏み込んだ最終的な施設整備を確定するものではなく、望ましいレイアウトや効率的な整備手順等の提案を求めるものとなります。

2. 要望事項に対する回答

①要望事項1. (1) について

行政の広域化はすべての業務で検討されており、廃棄物処理行政も例外ではありません。

大阪府においては令和元年に「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定して一般に情報提供しているところです。

廃棄物処理法においては、一般廃棄物の処理責任は夫々の市町村が担うこととされており、この度の次期建て替え業務については、泉南市、阪南市、泉南清掃事務組合3者で事

業を進めてまいります。

②要望事項1.(2)について

現温水プールの整備経過については、貴区お示しの通り、昭和61年当時の社会状況を背景に現清掃工場竣工にあたりその排熱を利用し、浜区民等の健康の維持・増進を図るべく整備されたものであります。

一方、現在における廃棄物処理施設は、単なる廃棄物焼却設備ではなく高度な公害防止設備を有するとともに、発電所といったようなエネルギー再生事業と位置付けられます。

今後の余熱利用については、特記仕様書において、主要設備の項目として検討し、また新施設の建設工事に係る計画として温水プールに関する検討も行い、貴区との共存共栄策については今後も十分協議させていただきます。



泉清発 173 号

昭和56年10月14日

男里浜区自治会長

鎌田 喜晴 殿

泉南清掃事務組合

管理者 稲留照雄



要望事項について(回答)

貴自治会より要望ありました事項について
下記のとおり回答致します。

記

I 1. 4. については、焼却炉整備計画に伴います
周辺整備に関する問題として自治会館の建替、
運動場の整備、温水プール建設の3点をセットと
して前向きにしせいで検討したいと思っておりますの
で、ご協力をお願いします。

II 泉南市に対する要望については、別紙のとおり
回答を頂いておりますので、添付致します。

泉清発第 22 号
昭和62年2月23日

泉南市男里浜区

区長 鎌田 喜晴 殿

泉南清掃事務組合

管理者 平島 仁三 郎



本組合に対する要請について（回答）

平素は、本組合の清掃行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、昭和62年1月29日づけの文書で、貴職から要請のありましたことについて、次のとおり回答申し上げますので、実情をご賢察戴き何卒よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 温水プール建設について

このことについては、現在建設につき努力を重ねているところであるが、具体化についての調査が今しばらくの時間を要するので、昭和62年度の当初予算に温水プール関係調査費を計上し、昭和63年度において建設に向けての予算を計上する予定である。

2 総合運動場の建設について

前記の温水プール建設工事との関係があり、同プール建設に引続き建設を行うつもりである。

3 大里川下流域、水門付近の浚渫工事について

これについては、泉南市の昭和62年度予算により執行する。